

～後見制度をご利用の皆様へ～

後見支援預金

ご本人の財産の適切な管理・利用のための
後見支援預金のご案内



京都中央信用金庫

■後見支援預金とは

後見支援預金は、後見制度による支援を受ける方（ご本人）の財産のうち、日常的な支払するのに必要十分な金銭とは別に、通常使用しない金銭を別管理できる預金です。成年後見制度と未成年後見制度において利用することができます。（注1）

後見支援預金は、府内3金庫でお取扱いができます。また後見支援預金は、預金の一種ですので、元本は保証され、預金保険制度の保護対象にもなります。

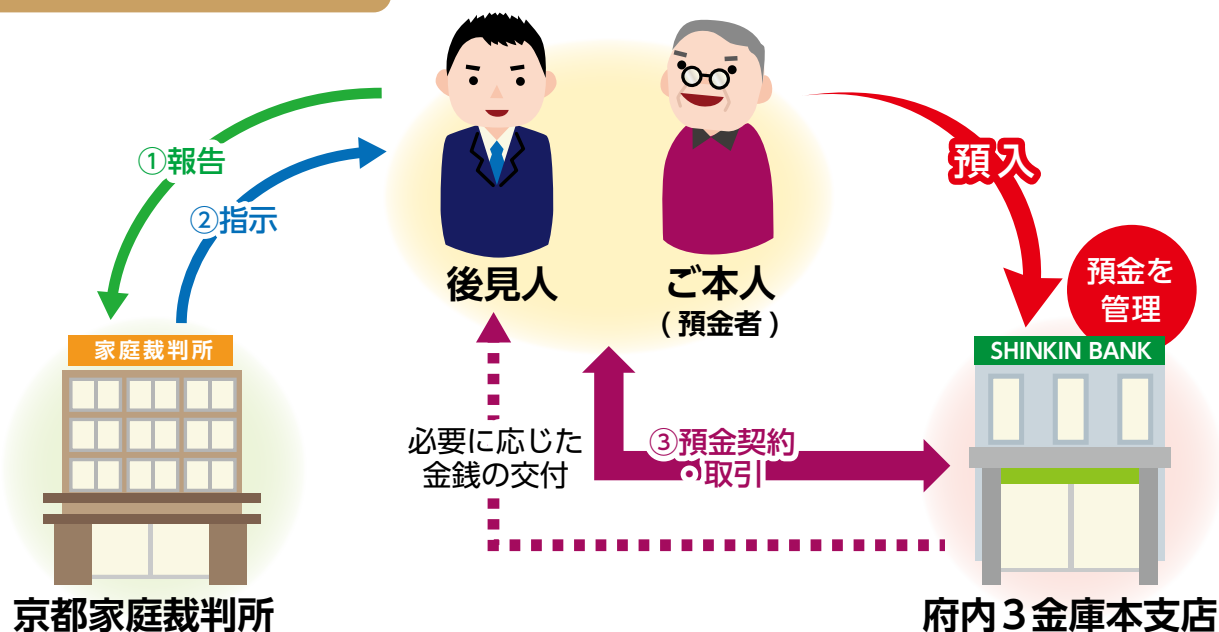
後見支援預金を利用すると、預金の払い戻しや解約を行うには、あらかじめ家庭裁判所が発行する「指示書」が必要となります。

後見支援預金の利用については、預金をご本人のために利用するとの観点から、適切に検討を行う必要があるため、専門職後見人（弁護士・司法書士等）が選任されて、検討を行い、利用が適当と考えられる場合には、ご本人に代わって、この預金を取扱している信用金庫の中から、預け入れる信用金庫（本支店）および、金額を決めたうえで、家庭裁判所に報告します。家庭裁判所が利用に適していると判断した場合は、預金契約を締結するための「指示書」が発行されますので、専門職後見人は、信用金庫に「指示書」を提示し、預金口座開設の申込を行います。ただし、既に親族が後見人として業務を行っている場合で、特に専門職による検討が必要でないことが、提出された資料などから明らかになる場合は、家庭裁判所の判断により、専門職後見人が選任されない場合もあります。

このように、後見支援預金は、家庭裁判所の関与により、ご本人（被後見人：預金者）の財産について透明性の高い適切な管理ができ、後見人の財産保護・管理にかかる不測のトラブル等を防止します。

（注1） 保佐、補助及び任意後見では利用できません。

後見支援預金のイメージ図



※預金口座開設後、口座開設時に「指示書」に基づき設定された月次での定額自動振替による出金を除き、全ての入出金などの取引の際に、それぞれ家庭裁判所の発行する「指示書」が必要。

後見支援預金の**利用対象者**

後見支援預金は、法定後見制度または未成年後見制度の被後見人の方を対象としており、被保佐人、被補助人の方、任意後見制度のご本人は利用することができません。また、後見支援預金は、後見開始の審判を受けた（又は受ける）方の財産の適切な管理・利用のための方法の1つですから、全ての被後見人について利用されるわけではありません。ご本人の財産の適切な管理・利用のための方法としては、他にも後見制度支援信託（注2）や弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職を後見人又は後見監督人に選任することなどが考えられます。

（注2） ご本人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な預貯金等を後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組みです。

後見支援預金の利用に**必要な費用**

後見制度支援信託を利用する場合には、各信託銀行が定める手数料や信託報酬等が必要となる場合がありますが、後見支援預金の場合には、契約や解約に要する手数料などは一切ありません。尚、これとは別に、後見支援預金を利用すると、通常、利用の適否や利用が必要な額などを検討し、家庭裁判所に「指示書」の発行を申請する専門職後見人に対する報酬が必要となります。この報酬は家庭裁判所が専門職後見人が行った仕事の内容やご本人の資産状況等のいろいろな事情を考慮して決めます。

後見支援預金を利用する**メリット**

後見支援預金を利用した場合、日常的な金銭管理に必要な預金口座とは別に、払戻しについて家庭裁判所の「指示書」が必要となりますので、ご本人の財産を安全・確実に保護することができます。

後見人は、長期にわたるご本人の財産の管理が求められ、後見人にとって大きな負担となる可能性があります。ご本人の財産保護の点で望ましくない状況が生じたり、ご本人の財産管理を巡って、親族間のトラブルに発展する恐れもあります。後見支援預金を利用すると、家庭裁判所の「指示書」が必要となりますので、これらのような後見人のご負担を軽減することができます。

後見支援預金 Q & A



後見支援預金の口座開設はどうすればいいですか？



後見支援預金のご利用は、ご本人のために家庭裁判所へ後見開始（または未成年後見人選任）の申立てがされることが前提です。

新たな申立てがあった場合、または、既に後見人が選任されている場合で、家庭裁判所が後見支援預金の利用に適する可能性があると判断した場合に、後見支援預金が紹介され、利用が検討されることになります。

家庭裁判所が後見支援預金の利用に適していると判断した場合は、預金契約を締結するための「指示書」が後見人に対して発行されますので、後見人の方は、その「指示書」を後見支援預金の取扱い信用金庫の本支店にご提示のうえ、口座開設手續をご相談ください。



後見支援預金を利用した場合、
後見人の日常的な財産管理はどうなりますか？



後見人は、後見支援預金とは別に、通常の預金口座で年金の受取や施設入所等のサービス利用料の支払といった日常的に必要な金銭を管理します。

ご本人の収入よりも支出の方が多くなることが見込まれる場合には、「指示書」に基き、必要とされた金額を後見支援預金口座から後見人が管理する通常の普通預金口座へ、定期的に（毎月）、定額が自動振替されるようにすることができます。



後見支援預金への預入後、本人に多額の支出が必要になって、
後見人が手元で管理している金銭だけでは足りない場合は
どうすればよいですか？



家庭裁判所に必要な金額とその理由を記載した報告書（書式は家庭裁判所にあります。）を裏付け資料とともに提出してください。家庭裁判所が、報告書の内容に問題がないと判断した場合には「指示書」が発行されますので、それを後見支援預金を利用している信用金庫に提出し、必要な金銭を信用金庫から払い戻してください。

また、ご本人の収支状況の変更により、後見支援預金から後見人の管理口座へ定期的に定額自動振替される金額を変更したい場合や事情により後見支援預金を解約する必要性が生じた場合についても、家庭裁判所に報告書（書式は家庭裁判所にあります。）を裏付け資料とともに提出してください。

後見支援預金への預入後、
本人に臨時収入があったり、黒字分が貯まったりして、
後見人が管理する金銭が多額になった場合はどうすればよいですか？

通常使用しない金銭については、家庭裁判所に後見支援預金へ追加で預入するための報告書（書式は家庭裁判所にあります。）を裏付け資料とともに提出してください。家庭裁判所が、報告書の内容に問題がないと判断した場合には、「指示書」が発行されますので、それを後見支援預金を利用している信用金庫に提出し預入をしてください。なお、黒字分が貯まって後見人が管理する金銭が多額になった場合、家庭裁判所から預入を求められることがあります。

後見支援預金の預入期間はどのようになっていますか？

後見支援預金は、一般的な普通預金と同様の商品であることから、預入期間の定めはありません。商品内容の詳細は、各取扱い信用金庫の窓口等に設置されている商品概要説明書などでご確認いただけます。

後見支援預金を利用する場合の
家庭裁判所の後見監督はどうなりますか？

後見支援預金を利用する場合も、家庭裁判所の後見監督は行われます。家庭裁判所からいつ報告を求められても対応できるように、収支を帳簿につけたり、領収書や信用金庫から交付・送付される各種報告書（残高報告など）を保管したりするとともに、ご本人の心身の状態や生活の状況を定期的に記録するようにしておいてください。

後見支援預金を利用する場合の 手続の流れ

後見開始または未成年後見人選任の申立て

申立人または後見人候補者による後見支援預金の利用申し出

家庭裁判所による利用適否の検討

後見人が、後見支援預金の利用が適していると判断した場合

①預入する金額、②定期金交付の金額などを設定し、家庭裁判所に後見支援預金を利用する旨の報告書を提出します。

(注) 後見人が後見支援預金の利用に適さないと判断した場合は、家庭裁判所は再検討します。

後見支援預金の作成

家庭裁判所が、報告書の内容を確認し、後見支援預金の利用に適していると判断した場合は、「指示書」を持参して信用金庫で口座の作成手続をしてください。

口座作成後、家庭裁判所に作成報告

- 口座開設後速やかに、口座の写しなどの資料を添えて報告してください。
- 専門職後見人が選任されていた場合、親族後見人へ財産を引き継ぎ、辞任します。

後見支援預金に関する手続きについては下記記載の
「京都家庭裁判所の連絡先および京都中央信用金庫」
 へお問い合わせください。

裁 判 所	所 在 地	電 話	受付時間
京都家庭裁判所 後見センター	〒606-0801 京都市左京区下鴨宮河町1	075-722-7211 (代)	月曜～金曜 8:30～12:00 13:00～17:00 祝日・年末年始 を除く。
京都家庭裁判所 園部支部	〒622-0004 南丹市園部町小桜町30	0771-62-0840 (代)	
京都家庭裁判所 宮津支部	〒626-0017 宮津市字島崎2043-1	0772-22-2393 (代)	
京都家庭裁判所 舞鶴支部	〒624-0853 舞鶴市字南田辺小字南裏町149	0773-75-1958 (代)	
京都家庭裁判所 福知山支部	〒620-0035 福知山市字内記9	0773-22-3663 (代)	
京都中央信用金庫	所 在 地	電 話	受付時間
本支店窓口 または 営業推進部	〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入 函谷鉾町9 1 番地	075-223-8380	平日 9:00～17:00

ホームページのご案内

京都中央信用金庫／ウェブサイト


URL

最寄りの本支店

URL



京都中央信用金庫

【発 行】：京都中央信用金庫 〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町9 1 番地
【お問い合わせ】：本支店窓口または営業推進部 TEL / 075-223-8380 受付時間 / 平日 9:00 ～ 17:00



どなたにも読みやすい
ユニバーサルデザインフォントを
使用しています。